

耐火構造（耐火性能）・準耐火構造（準耐火性能）

関係条文

建基法 2 七・2 七の二、建基令107・107の 2・115の 2 の 2

●耐火構造（耐火性能）および準耐火構造（準耐火性能）

耐火構造および準耐火構造に関する規定は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造、木造等の壁、柱、床等の建築物の部分に関する耐火性能について定めたもので、耐火建築物や準耐火建築物の主要構造部や防火区画等に使用されます（建基法 2 七・七の二）。

耐火構造および準耐火構造は、建築物の部分の構造を定めています。例えば、外壁耐火の準耐火建築物（同法 2 九の三口、建基令109の 3 一）の場合には外壁にのみ耐火構造が要求されるように、耐火建築物だけに耐火構造が、準耐火建築物だけに準耐火構造が使用されるとは限りません。

図解住宅設計一八

一三四

耐火構造・準耐火構造の適用範囲				
耐火種別	対象部位	定義	構造方法等	条項
耐火構造	壁、柱、床その他の建築物の部分	耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造等の構造をいう。	次の①または②に該当するもの ① 大臣が定めた構造方法のもの（告示による仕様規定） ② 大臣の認定を受けたもの（2×4工法の場合は、認定された構造により、木造耐火建築物の建築も可能。）	建基法 2 七、建基令107、H12・5・30建告1399
準耐火構造		準耐火性能に関して政令で定める技術的基準に適合する構造のもの	次の①または②に該当するもの ① 大臣が定めた構造方法のもの（告示による仕様規定） ② 大臣の認定を受けたもの	同法 2 七の二、同令107の 2、H12・5・24建告1358

●耐火構造・準耐火構造に求められる性能と技術的基準

耐火構造および準耐火構造には、どのような火災にどの程度耐えられればよいのかという性能が定められています。耐火構造に求められる「耐火性能」は「通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能」、準耐火構造に求められる「準耐火性能」は「通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能」とされています。すなわち、耐火構造は「建築物の倒壊及び延焼を防止」を、準耐火構造は「延焼を抑制」することを目的としています（建基法 2 七・七の二、建基令107・107の 2）。

耐火構造・準耐火構造の性能と技術的基準

種別	性能	性能の内容	技術的基準	条項
耐火構造	耐火性能	通常の火災が終了するまでの間、当該火災による建築物の倒壊および延焼を防止する。	建築物内または建築物外の火災に対して、次の①～③を満たすこと ① 非損傷性 構造耐力上支障ある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない。 ② 遮熱性 加熱面以外の面（屋内に限る。）の温度が可燃物燃焼温度以上に上昇しない。 ③ 遮炎性 屋外に火災を出す原因となるき裂その他の損傷を生じない。	建基法 2 七、建基令107
準耐火構造	準耐火性能	通常の火災による延焼を抑制する。		同法 2 七の二、同令107の 2
備考			耐火構造・準耐火構造は、建築物の部位ごとに、火災の種類とその火災による加熱に耐えうる必要十分な時間が定められている。	

●性能規定化による構造等の表記方法

性能規定化による法令改正前では、準耐火構造は「耐火構造以外の構造」と定義されてきましたが、性能規定化により構造や材料等の防火性能等の水準が明確となったので、構造等の表記方法も性能の優劣をふまえて表記することになりました。防火性能に関して上位の性能を有する構造や材料等は、防火性能が下位の構造・材料等にも含まれることとなり、例えば、準耐火構造という表記の場合は、耐火構造は準耐火構造より上位の性能を有する構造であるため、準耐火構造には耐火構造が含まれることとなります。同様に、準不燃材は、不燃材を含むこととなります。

一三五